

令和 3 年度の東京電力福島第一原子力発電所における 実施計画検査の基本方針（案）

令和 3 年 3 月 3 1 日
原子力規制庁

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領（原規規発第 2002124 号。以下「実施要領」という。）において、原子力規制委員会の承認を受けて作成することとしている東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査¹の基本方針について、令和 3 年度においては、検査の着眼点（実施要領において規定する「検査の着眼点」をいう。以下同じ。）を踏まえ、以下のとおりとしたい。

各担当課等は、本方針を基に令和 3 年度の実実施計画検査の実施に係る計画を作成するものとする。

1. 施設定期検査（担当：専門検査部門）

実施計画において認可され供用を開始した施設のうち、供用期間中に求められる機能を担う機器について、実施計画に定めている要求される機能を発揮できる状態であるかを検査する。

特に、検査の着眼点のうち、東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（以下「リスクマップ」という。）、特定原子力施設監視・評価検討会における指摘事項及び東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業に係るトラブルの状況を踏まえ抽出した施設等については重点項目とし、可能な限り事業者が実施する検査への立会による検査を実施する。

2. 保安検査（担当：東京電力福島第一原子力発電所事故対策室及び福島第一原子力規制事務所）

事業者の保安活動が、実施計画に従って適切に行われているかについて、特に以下を重点項目とし、確認する。

- リスクマップにおいて主要な目標として掲げている 1・2 号 SGTS 配管等の撤去のような汚染レベルが高いものを対象とした作業
- プロジェクトマネジメントを主眼とした廃炉管理とそのための組織改編の実効性等、特定原子力施設監視・評価検討会において議論・指摘のあった主要な事項
- 放射線管理、火災防護、放射性廃棄物管理、保守管理等これまでの保安検査において指摘事項や不適合が確認された事項のうち、特に監視が必要な事項
- 今後発生するトラブルや特定原子力施設監視・評価検討会において取り

¹核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 64 条の 3 第 7 項の検査をいう。ここでは特に、そのうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 2 号）第 18 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する検査（施設定期検査）、同第 3 号に規定する検査（保安検査）及び同第 4 号に規定する検査（核物質防護検査）を対象とする。

上げられる事項のうち、廃炉作業の安全かつ着実な実施に対し特に影響
が大きいと考えられる事項

3. 核物質防護検査 (担当：核セキュリティ部門及び福島第一原子力規制事務所)

事業者の特定核燃料物質の防護のために必要な措置（以下「防護措置」とい
う。）が、これまでの実施計画検査の結果を踏まえつつ、実施計画に従って適切
に行われているかについて、特に以下を重点項目とし、確認する。

- 防護区域等への人の立入り
- 侵入検知装置の運用
- 防護措置の定期的な評価・改善

以 上